新富町学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営に関して新富町教育委員会(以下「教育委員会」という。) 及び校長の権限と責任の下、児童生徒の保護者(以下「保護者」という。)及び地域住 民等の学校運営の参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民 等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むも のとする。

(設置)

- 第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。
- 2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な 支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)の校長、保護者及び地域住民 等の意向を踏まえ、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

- 第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、 協議会の承認を得るものとする。
 - (1) 学校経営計画に関すること。
 - (2) 組織編制に関すること。
 - (3) 教育課程の編成に関すること。
 - (4) 校長が必要と認める事項に関すること。
- 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、当該対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意 見を述べることができる。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、活動状況を公開する等、積極的な情報提供 に努めなければならない。

(住民参画の促進等)

- 第7条 協議会は、当該対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力及び参画等が 促進されるよう努めるものとする。
- 2 協議会は、当該対象学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(委員の任命)

- 第8条 協議会の委員は16名以内(学校関係者以外は10名以内)とし、次の各号に掲げる 者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。
 - (1) 当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (2) 当該対象学校の学校区に居住する地域住民
 - (3) 当該対象学校の校長
 - (4) 当該対象学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命 するものとする。
- 3 委員は、第1項第3号及び第4号に掲げる者を除き、特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

- 第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。 (任期)
- 第10条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、協議会の設置期間が満了したときは、委員はその身分を 失う。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

- 第12条 協議会に会長及び副会長を置き、校長及び教職員を除いた委員の中から互選する。
- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

- 第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところに よる。
- 4 協議会は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

- 第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任 等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うことができる。

(指導及び助言)

- 第16条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導 及び助言を行うものとする。
- 2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができる よう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

- 第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。
 - (1) 本人から辞任の申出があった場合
 - (2) 第9条に反した場合
 - (3) その他解任に相当する事由が認められる場合
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。 (事務局)
- 第18条 協議会の事務局は、対象学校内に置く。ただし、2以上の学校について1の協議会を置く場合は、対象学校の校長の協議により事務局を置く学校を定める。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。